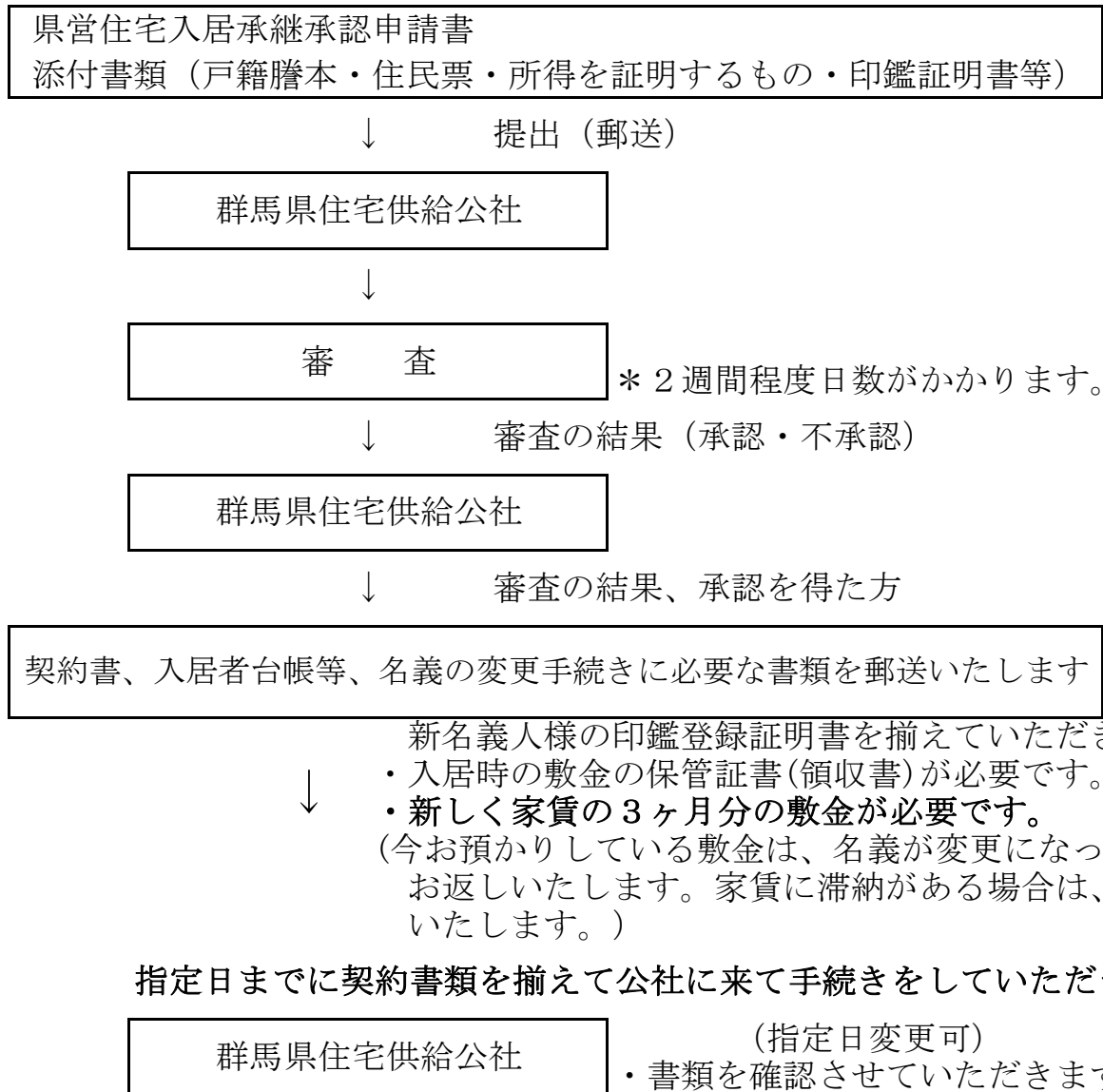


## \*入居承継（名義変更）の流れ



契約書類等が完備した翌月の1日付けで名義が変更になります。  
なお、後日承認決定通知と契約書が郵送されます。

- \*名義変更ができる方には条件があります。
- ◎名義人様の死亡または離婚による配偶者様への変更
  - ◎名義人様死亡等による60歳以上の同居者様への変更
  - ◎名義人様死亡等による障がいのある同居者様への変更
- \*障がいの等級により承認されない場合もあります。

- \*家賃・駐車料の滞納があると、名義変更ができない場合があります。  
\*現在の名義人様が死亡した場合以外は承継承認申請書に実印の押印、また印鑑登録証明書が必要になります。